

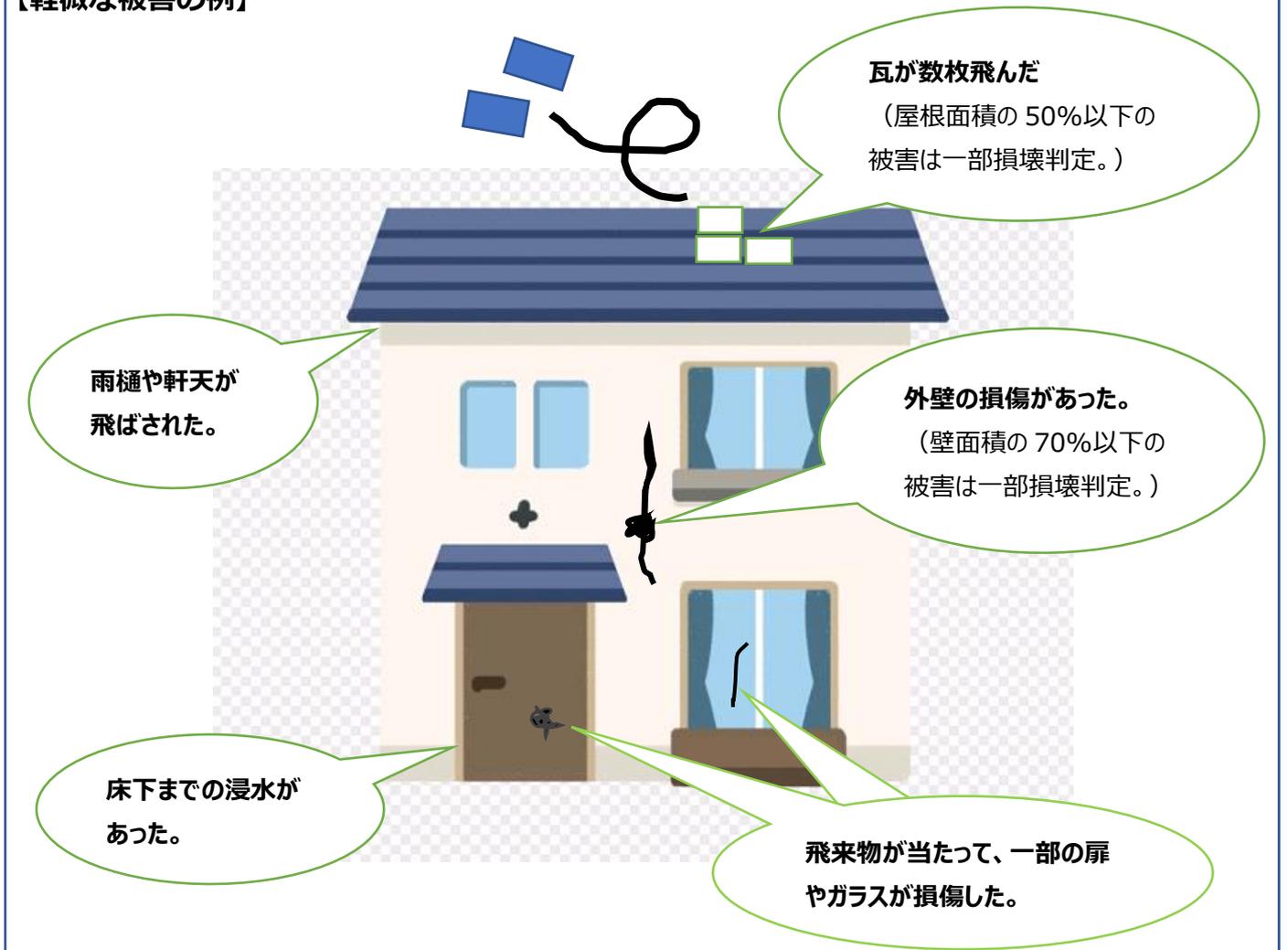
災害で住家に被害があった方へ

軽微な被害は罹災証明書が早く交付できます

軽微な被害（一部損壊）を申請者本人が判定した場合（自己判定方式）
実地調査はせず、写真判定によって「一部損壊」判定の罹災証明書を交付します。

※ 交付に要する期間（2～3日程度）

【軽微な被害の例】



申請に必要なもの

- ・被害の程度がわかる写真
- ・委任状（住家の所有者以外の方が申請される場合）

お問合せ先

豊川市役所財務部資産税課

電話：0533-89-2130

FAX：0533-89-2299

MAIL：shisanzei@city.toyokawa.lg.jp

【参考】通常の罹災証明書発行までの流れ（交付に要する期間：概ね1週間～1カ月）

① 罹災証明書交付申請



② 実地調査



③ 罹災証明書の発行